

議員提出議案第7号

交野市議会議員の議員報酬並びに費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を  
改正する条例について

上記の議案を、別記のとおり地方自治法第112条及び交野市議会会議規則第14条の  
規定により提出します。

条例案……別記

令和7年11月28日提出

提出者	交野市議会議員	中谷 政人
提出者	交野市議会議員	黒田 実
提出者	交野市議会議員	松永 隆太

提案理由 議会議員の期末手当の支給割合を改定したいため。

交野市議会議員の議員報酬並びに費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を  
改正する条例案

交野市議会議員の議員報酬並びに費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を  
改正する条例

交野市議会議員の議員報酬並びに費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和31年条例  
第11号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の217.5」を「100分の220.0」に改める。

附 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行し、次項の規定は令和7年12月1日から適用する。

（経過措置）

2 令和7年12月に支給した期末手当に限り、この条例による改正後の交野市議会議員  
の議員報酬並びに費用弁償及び期末手当に関する条例（以下「新条例」という。）第5  
条第2項の規定中「100分の220.0」とあるのは「100分の222.5」とす  
る。

（期末手当の内払）

3 議長、副議長、委員長（議会運営委員会委員長及び常任委員会委員長をいう。）、副  
委員長（議会運営委員会副委員長及び常任委員会副委員長をいう。）及び議員がこの条  
例による改正前の交野市議会議員の議員報酬並びに費用弁償及び期末手当に関する条例  
の規定に基づいて、令和7年12月1日を基準日として支給を受けた期末手当は、新条  
例の規定による期末手当の内払とみなす。